

財団法人山梨県林業公社改革プラン

平成 23 年 11 月

山 梨 県

目 次

第1	林業会社の概要	1
1	設立と経緯	1
2	経営悪化の背景と経営改善に向けた取り組み	1
3	改革プラン策定の必要性	3
第2	現状と課題	4
1	森林管理の現状と課題	4
(1)	分収造林地の現状	4
(2)	森林整備の課題	4
2	債務処理	6
(1)	経営の現状	6
(2)	債務と資産の現状	7
(3)	債務処理の課題	8
3	事業の必要性の検証	9
(1)	分収林事業	9
(2)	林業労働センター事業	9
(3)	受託事業	9
第3	林業会社改革の基本的な考え方について	10
1	森林整備の方向性について	10
(1)	分収林の再整備のあり方	10
(2)	基本的な考え方	10
(3)	森林整備の手法と適用面積	10
2	分収割合の見直しについて	11
第4	会社の存廃について	13
1	存廃の検討	13
2	会社廃止の対応	14
(1)	廃止に必要な期間	14
(2)	体制の整備	15
(3)	債務処理	15
(4)	作業工程	16
第5	計画期間等	17
1	計画期間	17
2	改革の点検評価	17
3	その他	17

第1 林業公社の概要

1 設立と経緯

財団法人山梨県林業公社（以下「公社」という。）は、森林資源の造成や整備、森林・林業に関する普及啓発、林業の担い手の確保・育成を行い、県土の緑化保全や農山村経済の振興、住民の福祉の向上に寄与することを目的に、昭和40年9月、県の全額出捐（100万円）により、民法に基づく公益法人として設立された。

公社はこれまで、高度経済成長による木材需要の増大に応えるため国が進めた拡大造林政策に沿い、個人では森林整備が困難な土地所有者に代わり、県内の人工林（民有林）の約9%にあたる、約8千haの人工林の造成による森林資源の充実に寄与してきた。

また、森林の有する公益的機能の発揮や、森林整備活動を通じた山村地域における就労の場の提供、県施設の管理を通じた森林とのふれあいの場の提供、林業の担い手の確保などに大きく貢献してきた。（参考資料：P.1～6）

○ 公社の主な業務

分収林事業 （土地所有者との契約により民有林を整備し伐採収益を分収）	・分収造林：人工林を公社が造成、整備 ・分収育林：育成途上の人工林を公社が整備 ※ 二者契約と三者契約（緑のオーナー制度）
受託事業	・県施設（武田の杜、金川の森、県民の森）の管理 ・森の教室（森林総合研究所普及啓発ゾーン）の管理 ・県有林立木計算事務受託
林業労働センター事業	・担い手対策への助成、技術研修や新規就業説明会の開催等

2 経営悪化の背景と経営改善に向けた取り組み

公社の主たる事業である分収林事業は、伐採収入を得るまでの期間に必要な事業費や管理費を公社が負担した上で森林の造成・整備を行うものであり、この経費のほとんどは借入金を財源としてきた。

これらの借入金は伐採収入により返済することとしていたが、木材価格の大幅な下落や森林整備に必要な経営コストの上昇により、将来の分収林事業の収支均衡が危ぶまれてき

た。

このため、平成9年度に「経営改善計画」を、平成14年度には「事業運営合理化計画」を策定し、事業費の圧縮や新規造林の中止、低利資金への借り換え等に取り組んできた。

さらに、平成17年度には「林業公社経営計画」を策定し、収益の見込めない森林の持分譲渡、受託事業の実施、事務処理の効率化、人件費の縮減等を進めてきた。

こうした取り組みにより、これまでに総額で約58億円の将来負担を縮減してきたものの、すべての分収林契約が終了する平成67年度末までの長期収支見込みは、現在の木材価格で試算すると、約208億円（平成22年度試算）の債務超過が見込まれ、木材価格の大幅かつ継続的な下落により、森林整備の投資に見合った収入を得ることは困難な状況になっている。（参考資料：P.7～11）

○ 経営健全化に向けた取り組みの主な成果（平成13～22年度）

取り組み内容	縮減額
・業務規模の縮小(保育事業の縮減、持分譲渡による利息軽減)	147百万円
・公庫 [*] 借入金の借り換え(制度活用による利息軽減)	2,965百万円
・公庫借入金の借り換え(市中金融機関への借り換え)	2,370百万円
・山火事跡地などの解約(公庫への繰上償還による利息軽減)	5百万円
・人件費の縮減、国の交付金の活用	274百万円
合 計	5,761百万円

※公庫：日本政策金融公庫

○ 長期収支見込による債務超過額の推移（平成14～22年度）

単位：億円

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
債務超過額	269	234	235	230	212	207	203	216	208

3 改革プラン策定の必要性

総務省は、平成20年6月、経営が著しく悪化する恐れのある第三セクター等の改革についてガイドラインを示すとともに、平成21年6月には、第三セクター等改革推進債を活用し、存廃を含めた抜本的改革を行うよう助言した。

また、平成20年12月に施行された公益法人制度改革関連法により、公益法人は平成25年11月までに新基準に基づいた法人に移行する手続きが必要となった。

さらに、県としても財政健全化に取り組んでおり、将来負担の抑制を行う必要があることなどから、平成21年3月に設置した外部有識者等からなる山梨県出資法人経営検討委員会において、公社の存廃を含めた改革案の検討を行うこととした。

なお、平成21年6月には、国（総務省、林野庁）と地方公共団体の代表による「林業公社の経営対策等に関する検討会」の検討結果が取りまとめられ、森林資産の評価など、経営状況の実態を把握した上で、存廃を含む、林業公社の経営の抜本的な見直しの検討が必要とされた。

また、林業公社への公益法人会計基準の早期適用と林業の特殊性を踏まえた森林資産の適正な評価について、平成21年12月から府県や公社の代表による検討が進められ、平成23年3月に「林業公社会計基準」がとりまとめられた。（参考資料：P.12）

県議会においても、常任委員会により平成23年8月23日の審議、8月29日～31日の県外調査（山形県、群馬県）、10月20日の審議及び現地調査が行われ、抜本的改革の必要性が強く求められた。

第2 現状と課題

1 森林管理の現状と課題

(1) 分収造林地の現状

公社は、昭和40年から平成13年までに8,393haの分収林を設定し、現在では生育不良地や山火事跡地などの契約解除により、7,762haを管理している。

こうした分収林は、県内に広く分布しており、里山に近い箇所もあるが、県境近くの奥山にも所在している。また、樹種は比較的材価は高いが利用伐期まで時間を要するヒノキの割合が66.4%と高く、林齢が最も高いものでも46年生で、これから順次、利用伐期を迎える段階にあり、引き続き適切な保育が必要な状況にある。(参考資料：P.13～15)

○ 分収林事業の概要

事業	内容	規模	分収割合
分収造林	管理面積：7,663ha 契約件数：3,336件 契約者数：4,875人	<ul style="list-style-type: none"> ・公社が費用負担して植栽、管理 ・S40～H13に8,276haを設定 ・一部の成績不良地等を解除 	公社：所有者 60:40(S40-H9) 99% 70:30(H10-H12) 1% 75:25(H13)
分収育林 (二者)	管理面積：56ha 契約件数：41件 契約者数：45人	<ul style="list-style-type: none"> ・育成途上の森林を公社が費用負担して管理 ・H9～H11に56haを設定 	公社：所有者 50:50(林齢11-15年) 13% 30:70(林齢16-25年) 45% 20:80(林齢26-30年) 42% ※林齢は契約時
分収育林 (三者： 緑のオーナー制度)	管理面積：42ha 契約口数：368件 契約者数：417人 ※一口30万円	<ul style="list-style-type: none"> ・育成途上の森林を、緑のオーナーの費用負担による協力を得て公社が管理 ・S61～H10に13箇所61haを設定 ・H22に契約満了で3箇所を解約 	公社：所有者：緑のオーナー 10:40:50(S61-S63/H6-H10) 49% 10:30:60(H1-H5) 51%

(2) 森林整備の課題

公社の造林地は、最も林齢の若いものが10年生であり、保育作業が必要な森林が半分以上を占め、今後20年間程度は除伐や枝打ち、間伐、つる切り、獣害防除などの作業が必要である。(参考資料：P.16)

○ 今後の保育・伐採面積(見込み)

森林施業	事業量(ha)		実施基準
	H23	H24以降	
除伐	15	76	スギ・ヒノキ= 15年生ままでに2回 アカマツ = 実施せず カラマツ = 11年生で実施
枝打ち	59	360	ヒノキのみ、対象地を厳選し2回
間伐	455	2,728	30年生ままでに2回
つる切り クズ枯殺 獣害防除	50 25 100	322 69 1,061	必要な箇所を実施
合計	704	4,616	

また、現在の契約どおり伐採を行うこととした場合、伐採面積は、今後10年間は年50～100haで推移するものの、伐採量がピークとなる平成43年から平成53年の間には、年300～500haとなるため、一時的な供給量の増加が市場に与える影響や、林業事業体の処理能力などを考慮するとともに、木材価格の動向を見据えた伐期の延長や事業実施体制の整備が必要である。(参考資料:P.16)

なお、公社の分収林は、契約満了時には皆伐し、跡地において土地所有者自らが森林整備を行っていく必要があるものの、天然林を針葉樹人工林に転換してきた箇所が多いため、土地所有者が木材生産を目的とした森林整備を自ら行っていくという意識は高くないと考えられる。(参考資料:P.17)

現在の、森林・林業を取り巻く厳しい情勢の中では、皆伐して土地所有者に返地した場合、跡地への造林が行われず、適切な森林整備が実施されないおそれがあるほか、契約終了に当たり、経済的な利益のみを追求して伐採を行っていくことは、森林の公益的機能の発揮の面から望ましいものではないことから、契約終了後においても、管理に多くの労力を要しない広葉樹林や針広混交林への転換を講じる必要がある。

2 債務処理

(1) 経営の現状

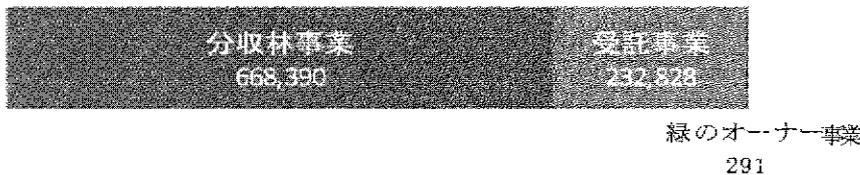
公社はこれまで、事業規模の縮小や人件費の削減などにより、毎年度、予算規模を縮減しているものの、木材価格の低迷により育成途上の森林からの伐採（間伐）収入が見込めず、森林整備や組織運営に必要な経費のほとんどは借入金で賄っている状況にある。

また、日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）や市中金融機関からの借入金については、毎年度、約定に基づいた償還（元金＋利息）が必要であり、伐採収入では償還に必要な財源が確保できないことから、全て県からの借入金で償還している状況にある。

長期収支見通しを現在の木材価格で試算すると、将来的な伐採収入でも、県からの借入金を含めた全ての借入金を償還することは困難である。（参考資料：P.18）

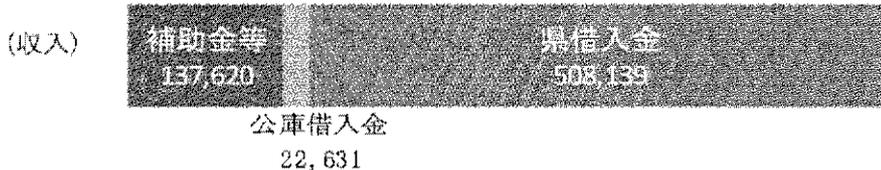
○ 林業公社の事業別予算額（平成23年度予算）

総額 901,509 千円



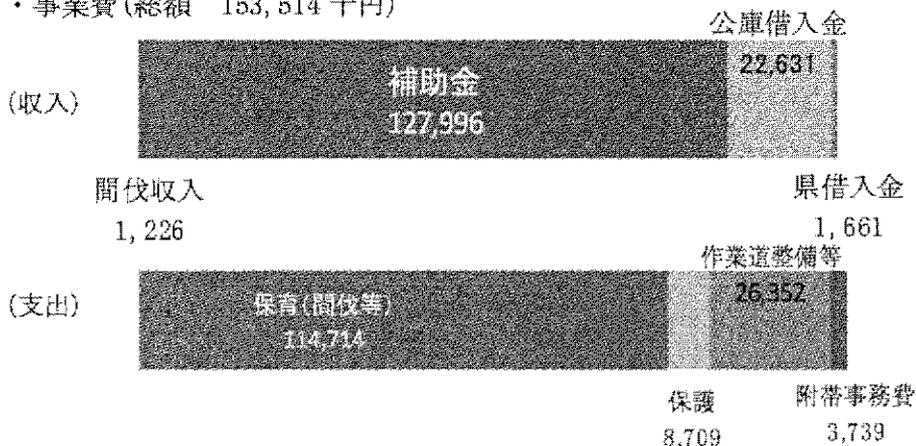
○ 分収林事業の収支の内訳

・分収林事業（総額 668,390 千円）

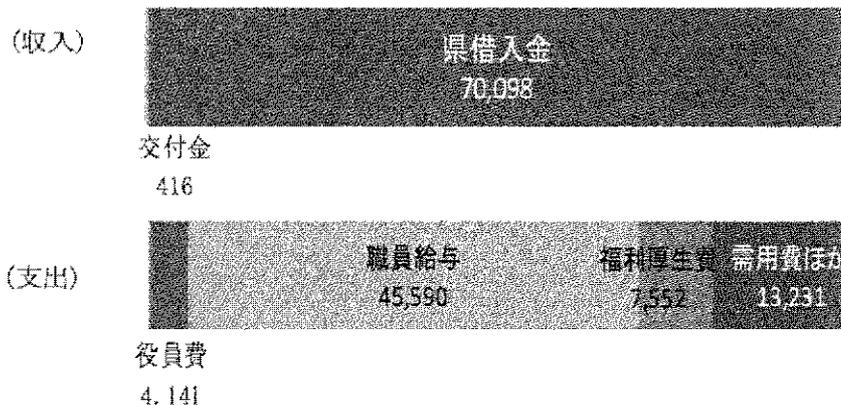


ピーク時： 914,011 (H4) 239,874 (S62)

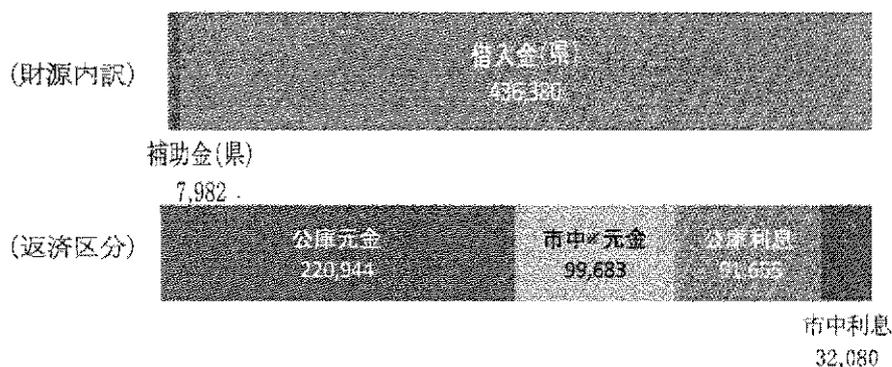
・事業費（総額 153,514 千円）



・管理費(総額 70,514 千円)



・借入金返済(総額 444,362 千円)



注) 市中：市中金融機関

(2) 債務と資産の現状

平成 22 年度末における借入金残高は、これまで事業に要した経費として公庫や県などから借り入れた、約 270 億 3 千 5 百万円となっている。

○ 借入金残高の内訳 (平成 22 年度末)

(単位:百万円)

借入先	日本政策金融公庫	市中金融機関	山梨県	合計
元金	6,093	1,979	14,706	22,778
未払い利息	—	—	4,257	4,257
合計	6,093	1,979	18,963	27,035

一方、公社が保有する資産のほとんどを占める森林資産は取得原価方式で評価していることから、評価額は約 262 億 9 千 7 百万円となっており、資産全体の合計は約 269 億 3 千 3 百万円、負債の合計は約 271 億 6 千万円で、債務超過額は約 2 億 2 千 7 百万円となっている。

○ 資産と負債の状況（平成23年3月31日現在の貸借対照表）

（単位：百万円）

科目	全合計	科目	全合計
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
流動資産合計	525	流動負債合計	31
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本財産		長期借入金	22,780
基本財産合計	1	県借入金未払利息	4,257
(2) 特定資産		退職給付引当金等	92
特定資産合計	78	固定負債合計	27,129
(3) その他固定資産		負債合計	27,160
森林	26,297	III 正味財産の部	
分収育林	12	1 指定正味財産	
出資金等	20	指定正味財産合計	1
その他固定資産合計	26,329	2 一般正味財産	
固定資産合計	26,408	一般正味財産合計	△ 228
資産合計	26,933	正味財産合計	△ 227
		負債及び正味財産合計	26,933

※ 森林資産の評価

公益法人会計基準では、資産の時価評価額が著しく下落した場合には減損する必要があるものの、森林の特殊性を踏まえて策定された林業公社会計基準（H23.3 全国森林整備協会策定）により、育成途上の森林資産は取得原価により評価し、伐採を行う際に時価評価を行うこととされている。

※ 貸借対照表上の債務超過額 約2億2千7百万円

これまで、生育不良や山火事などにより分収林の契約解除（減損後の評価額による土地所有者への持分譲渡）を行ってきたことから、その差額分等が債務超過として顕在化

（3）債務処理の課題

森林整備や公社の組織運営に必要な経費を借入金で賅っていることから、債務は毎年増加しており、このまま契約どおりに伐採した場合、すべての分収林契約が終了する平成67年度末には、現在の木材価格で試算すると、約208億円の債務超過が見込まれる。（参考資料：P.25）

公社の累積債務は、県からの借入金が大半を占めており、公庫や市中金融機関からの借入金についても県が損失補償している。現時点でも債務超過であり、新たな公益法人に移行する場合、純資産3百万円の確保が必要であることから、公社を存続する場合には、平成25年11月までに約2億2千7百万円の赤字補填と純資産3百万円の確保が必要となる。

また、公社を廃止する場合、現時点において一括処理する場合には、公庫と市中金融機関への償還約80億円と、県からの借入金約190億円の債権放棄の、合計約270億円の債務処理が必要となる。

債務処理に当たっては、森林の有する公益的機能が継続的に発揮される森林整備への方向性を見直しとともに、伐採時期の変更や分収割合の見直しによる債務抑制に向けた取り組みの実施など、長期的な視点に立った改革が必要である。

3 事業の必要性の検証

(1) 分収林事業

公社の管理する分収林は、最も林齢の若いものが10年生で、保育作業が必要な森林が半分以上を占めており、今後20年程度は保育作業が必要である。

また、公社の分収林は林道や作業道等から離れた尾根近くの奥山などにも所在することから、伐採後の造林や保育を行うにも条件の悪い箇所が多く、林業を取り巻く厳しい状況の中では、契約どおりに皆伐を行い土地所有者に返地した場合、適切な森林管理が行われないおそれがある。

このようなことから、育成途上の分収林の保育の実施や伐採時期の延長、伐採後の再整備が適切に行われるような森林整備への転換など、引き続き、分収林を適切に管理していく取り組みが必要である。

(2) 林業労働センター事業

林業労働センターは、林業事業体の事業の合理化、雇用管理の改善や林業への就業を促進するための支援措置を講じるため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、業務を適正かつ確実に行うことができる公益法人として公社が指定されている。

林業を取り巻く厳しい情勢の中で、今後も林業労働力を確保していくためには、資金や高性能林業機械の貸付け、技術研修といった林業事業体に対する支援事業を引き続き実施していく必要がある。

(3) 受託事業

受託事業は、県施設の管理などを、公社の有する技術力や人的資源を活用して行っており、これら県施設の運営には不可欠なものであることから、現在の受託期間において、その責務を果たしていく必要がある。

第3 林業公社改革の基本的な考え方について

1 森林整備の方向性について

(1) 分収林の再整備のあり方

公社設立当時（昭和40年度）には、増大する建築用材等を供給するため、クヌギやコナラ等の広葉樹の天然林からスギやヒノキ等の針葉樹の人工林への転換が、国の拡大造林政策により進められており、林業生産活動を通じて、木材生産の収益により再整備も含めた適切な森林整備の実施が可能であった。

しかし、現在、森林の役割は、木材生産だけでなく、水源かん養や山地災害の防止等の国土の保全、地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸収や野生生物の生育環境の確保など、多様な公益的機能を発揮していくことが期待されている。

分収林についても、こうした考えを基本とすることが必要であるものの、現在の木材価格では、土地所有者による適切な森林整備は困難な状況にある。

分収林の伐採跡地は、土地所有者による着実な再整備が求められている中で、こうした課題に対応していくことが必要である。

(2) 基本的な考え方

これまでの木材生産を目的とした林業経営と、公益的機能の維持増進が両立できる管理手法に転換を図るため、多額の費用が必要な人工林の再整備だけでなく、皆伐による荒廃を防ぐ観点から、繰り返しの抜き伐りによる広葉樹林化・針広混交林化といった森づくりを導入する。（参考資料：P.19）

こうした見直しとあわせて、土地所有者による再整備に必要な費用の軽減も図りつつ、将来負担の圧縮の観点から、収益分収割合の見直しが必要であり、これらについて、分収林契約者（土地所有者）との調整が必要となる。

(3) 森林整備の手法と適用面積

基本的な考え方に基づき、分収林の将来の森林整備の手法について、森林の立地条件や土地所有者の意向を勘案し、契約満了の取扱い、契約終了後の森林の形態について、以下のように想定して、契約変更に取り組んでいくこととする。（参考資料：P.20）

森林整備の手法	将来の森林の形態	伐期	構成比	面積
現在の契約期間で皆伐	人工林 (所有者が再整備)	現在の伐期(50～55年)	20%	1,543ha
1/3程度の抜き伐りを3回	広葉樹林	契約期間を20年延長	50%	3,860ha
1/3程度の抜き伐りを3回	広葉樹林 ・針広混交林	契約期間を40年延長	30%	2,316ha

2 分収割合の見直しについて

林業公社の改革に当たっては、将来債務の抑制を図る観点から分収割合の見直しが必要である。

公社設立の昭和40年には、森林整備に要する費用が回収可能な収支が均衡する割合として、公社60：土地所有者40に設定した。

しかし、木材価格の低迷、森林整備にかかる費用の増加（人件費の高騰）などにより経営悪化が顕在化する中で、新たに設定する分収林契約については、他県の状況等を参考に分収割合の見直しを実施してきた。

（見直しの経緯）

昭和40～平成9年度	公社60：土地所有者40
平成10～12年度	公社70：土地所有者30
平成13年度	公社75：土地所有者25
平成14年度（改植地）	公社80：土地所有者20

<昭和40年度 林業公社設立当時の収支計画>

（単位：千円）

収入		支出	
区分	金額	区分	金額
造林補助金	138,000	直接事業費	810,000
公庫借入金	457,600	間接事業費	546,804
県借入金	937,984	借入償還金	4,561,244
市町村借入金	50,400	分収交付金	2,905,900
伐採収入	7,264,750		
計(A)	8,848,734	計(B)	8,823,948
差引(A)-(B)			24,786

※目標面積 5,000ha (S54：目標を8,000haに見直し)

これまでの経営改善の取り組みの中で、低利資金への借り換えなどにより将来債務の圧縮に努めてきたものの、現在の制度の中では、これまで以上の将来負担の削減は困難な状況である。

また、現在の木材価格では、今後得られる収入をすべて充てても、これまで分収林整備に投じた費用は回収できない状況にあり、長期収支試算では約 208 億円の債務超過が見込まれているところである。(参考資料 P. 25)

このため、将来の財政負担を可能な限り軽減するため、既存契約の分収割合についても見直しを行うこととする。

<平成 22 年度長期収支試算>

(単位：百万円)

取 入		支 出		
区分	金額	区分	金額	備考
県借入金	(28,195) 6,089	事業費	21,117	森林整備に要する経費
国・県補助金	8,546	管理費等	6,794	人件費、事務費等
伐採収入	17,815	県償還金	(32,533) 10,427	
公庫借入金等	17,302	公庫等償還金	25,236	
		所有者分収金	6,988	
計(A)	(71,858) 49,752	計(B)	(92,668) 70,562	
差引(A)-(B)		▲20,810		

※ 金額欄の()は公庫等償還金の重複を含めた額

長期収支試算：現在の木材価格で、すべての分収林契約が終了する H67 まで事業を実施した場合の収支の見込み

分収割合の見直しに当たっては、債務処理に多額の県民負担を伴うことについて、土地所有者の理解を得た上で、最低限でも森林整備に要した公社負担分を伐採収入により賄う水準とすることや、他県の見直し状況(70:30~90:10)も勘案しながら、土地所有者に一定の負担を求める水準として、土地所有者の分収割合(40/100)を二分の一とすることとし、現行の公社 60:土地所有者 40 の分収造林契約について、公社 80:土地所有者 20 に見直しを行う。(参考資料 P. 21~23)

なお、土地所有者が植栽や保育等の費用を負担している分収育林については見直しを行わない。

第4 公社の存廃について

1 存廃の検討

公社の改革に当たっては、存続・廃止のいずれの手法でも債務処理は必要不可欠な状況にある。これまでどおり公社経営を続けていった場合、全ての契約が終了する平成 67 年度には約 208 億円の債務超過が見込まれることから、抜本的な改革が必要である。

このため、存続と廃止それぞれの場合について、長期的な視点に立った収支見通しを試算した検討案を作成した上で、比較検討を行った。(参考資料：P. 29～36)

試算を行う上での前提として、

- 育成途上の森林の保育や間伐などを適切に実施する
- 森林整備や間伐材の搬出に必要な作業路網の整備を行う
- 森林管理の方向性を見直す(契約期間を最大 40 年延長。この結果、試算を平成 107 年度まで実施)
- 全ての分収造林契約の分収割合を、公社 80：土地所有者 20 に見直す
- 木材価格、補助制度、県貸付については、現状のとおりとする

(参考資料：P. 24～27)

こととした。

まず、存続する手法として、外部借入金(公庫・市中)を、県からの補助・借入金により約定で償還し、財団法人を維持するために県から補助を続けることで債権放棄を回避することが考えられるが、法人の維持を目的に、公社が多額の現金を有しながら、県が補助を続けることとなり、財政規律を無視したものとなることから、実施は困難と考えられる。(参考資料：P. 29)

また、次に外部借入金(公庫・市中)を、県からの補助・借入金により約定で償還し、財団法人を維持するために県から補助を行い、伐採が本格化する平成 43 年度頃から、県からの補助金により県貸付金を償還することを避けるため、県貸付金を債権放棄する手法も考えられるが、将来的に、改革の取り組み(債権放棄)が改めて必要となり、問題の先送りにすぎないこととなることから、実施は困難と考えられる。(参考資料：P. 31)

こうしたことから、公社が実施してきた、借入金を財源として森林整備を行い、収益を分収するという分収林の仕組みが成り立たなくなっている状況に加え、公社を存続していくためには多額の公費負担が必要であることを踏まえると、現在の仕組みを維持した状態で公社を存続していくことは適当ではない。

2 公社廃止の対応

(1) 廃止に必要な期間

公社の廃止・分収林管理の県への移管には、分収林契約の承継が必要であり、分収木は共有であるため、処分に当たっては土地所有者の同意が必要である。

また、分収割合の見直し、契約期間の延長を行う上で契約変更が必要であることから、公社の廃止・分収木の処分についての同意を得ながら契約変更を行うこととする。

分収割合の見直しは、所有者の収益が 1/2 となるほか、土地所有者約 5 千人の中で、相続手続きが行われていないものも相当数あると見込まれることから、公社を公益財団法人に移行の上、一定期間（5 年程度）、改革に必要な取り組みを実施し、平成 29 年 3 月を目途に公社を廃止する。（参考資料：P. 28）

なお、分収割合の見直しを行った他県の状況は下記の表のとおりであるが、本県では分収割合の見直しに加えて、公社廃止の手続きと契約期間の延長について同時に土地所有者の同意を得ていく必要がある。

このため、県の体制も整備した上で、こうした取り組みを進めていくが、5 年間を目標として土地所有者の理解を得ていく中で、公社の廃止を行うものである。

他県における分収割合の見直しの状況

(分収林契約の状況)

	本県	他県（平均）
○ 契約件数	3,336 件	1,767 件
○ 契約面積	7,663ha	12,789 ha
1 件当たりの面積	2.3ha	7.2ha

※ 本県の件数、面積は分収造林のみ

- 本県の分収林契約は、見直しを行っている他県と比べると、契約面積は他県平均の約6割と少ない。
- 一方で、契約件数は、他県平均の約2倍となっており、土地所有者（契約者）との調整に多くの労力を要することが想定される。
- 見直しを実施している県では、職員1人当たりの平均で年間35件の契約変更を行っている。
- このことから、本県での実施を想定すると、職員20人で実施した場合には5年、15人で実施した場合には6年、10人で実施した場合には10年の期間が必要

$$\text{※ } 3,336 \text{件} \div (35 \text{人/年} \times 20 \text{人}) = 4.8 \text{年}$$

$$3,336 \text{件} \div (35 \text{人/年} \times 15 \text{人}) = 6.4 \text{年}$$

$$3,336 \text{件} \div (35 \text{人/年} \times 10 \text{人}) = 9.5 \text{年}$$

(2) 体制の整備

林務環境事務所ごとに、「林業公社改革推進協議会（仮称）」を設立し、市町村や森林組合、林業公社造林推進協議会などの関係者の協力体制を整備する。

併せて、こうした作業に取り組むための県の実施体制として、本庁（森林整備課：3人）、各林務環境事務所（3人）に専任の担当を設置（計15名）し、協議会と県との連携を図りながら、5年間を目標として契約変更等を完了する。

また、廃止後の分収林の管理は、県に移管することとし、県有林との一体的な管理や外部への委託など、効率的な事業の実施に努める。

なお、公社プロパー職員については、引き続き保育事業の実施などの森林整備を行うなど、改革に必要な取り組みを県と連携して行い、公社廃止後、県は、分収林の管理など、公社プロパー職員が、これまでの知識と技術を活かすことができる再就職先の確保に努める。

(3) 債務処理

公社を存続させる期間中（平成28年度までの5年間）は、県から補助を行い、公庫及び市中金融機関からの借入金については、これまでどおり約定により償還していく。（25億円）

公庫及び市中金融機関からの借入金については、債務処理について第三セクター等改革推進債の活用を検討したものの、その期限が平成25年度限りであることから、平成29年3月の公社廃止時には、県が債務を承継せざるを得ない状況である。

また、県からの貸付金については、森林資産の評価基準等に基づいた評価を行った上で債権放棄する。（参考資料：P. 33～34）

（現時点での見込みでは、債権放棄額は、県貸付金195億円から時価評価による資産12億円を減じた183億円となり、公社廃止時に議会の議決が必要となる。また、債務処理方法については公社廃止時での制度等を踏まえたものとする。）

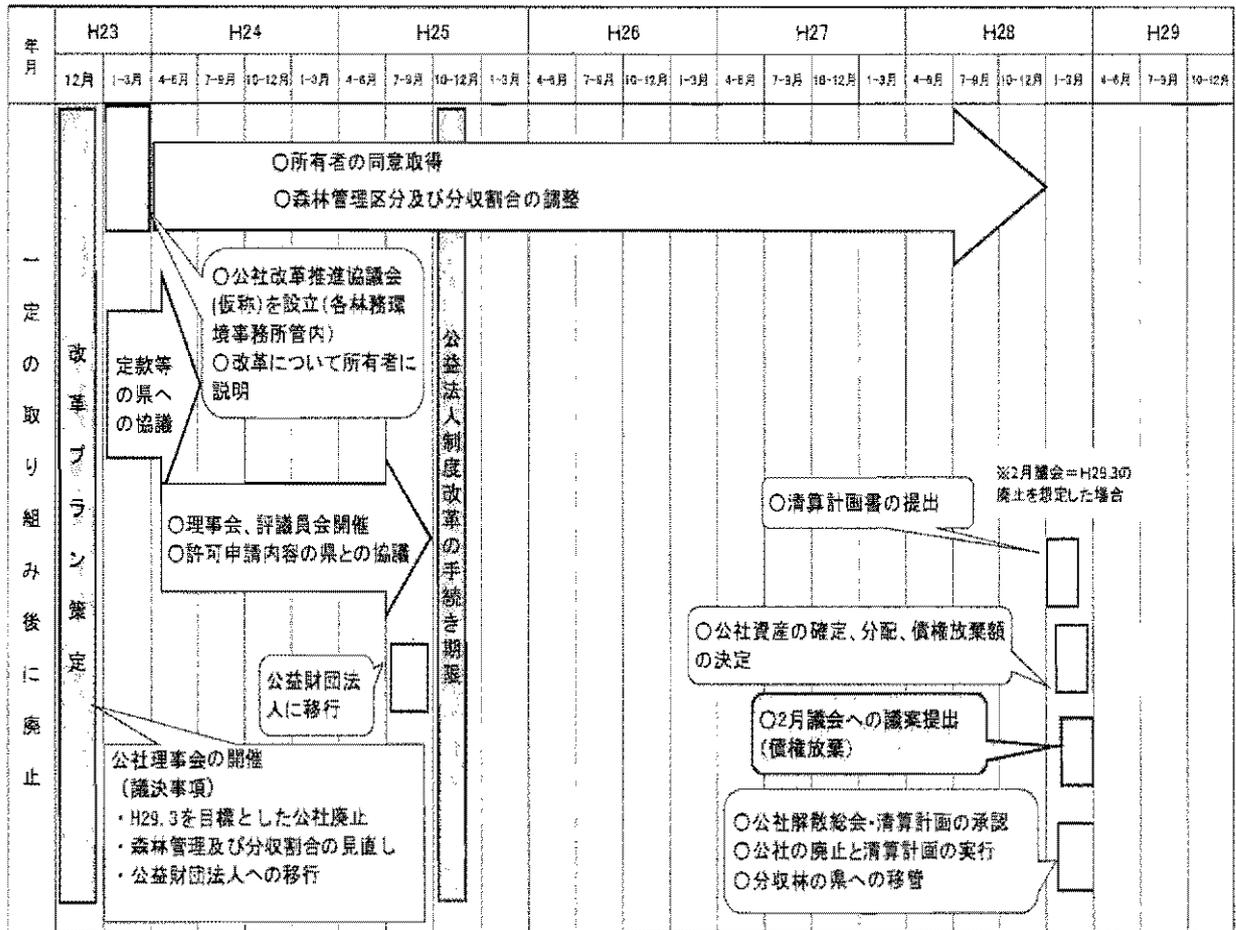
なお、県へ移行後の最終の収支は41億円の黒字が見込まれることから、債権放棄額に県からの補助金を加えた額の差引は167億円となる見込みである。

$$\begin{aligned} (167 \text{ 億円} &= 183 \text{ 億円} + 25 \text{ 億円} - 41 \text{ 億円}) \\ & \text{(債権放棄) (H24~28 の補助) (H107 の最終収支)} \end{aligned}$$

(4) 作業工程

改革の作業工程は、次のとおりとする。

- 平成 24 年 1 月～
 - ・改革の取り組みに向けた準備
(各地域への林業公社改革推進協議会（仮称）の設立等)
- 4 月～
 - ・土地所有者への説明
- 平成 25 年
 - ・公社を公益財団法人に移行
- 平成 29 年 3 月目途
 - ・公社を廃止



第5 計画期間等

1 計画期間

本プランの計画期間は、平成24年度から公社の解散手続きに要する平成28年度までの間の5年間とする。

2 改革の点検評価

本プランの実施状況については、毎年度点検、評価を行うこととし、必要に応じて見直しを行う。

3 その他

公社は、国が進めた拡大造林政策の担い手として全国各地で設立され、人工林の適切な整備を進めることにより、森林資源の造成や国土の保全、農山村経済の振興等を図ってきたことから、これまで国に対して支援を要請してきたところであるが、今後も引き続き、次の項目について要望を行っていくこととする。

- (1) 森林整備事業に係る補助制度の拡充強化
- (2) 公営企業の廃止等に係る地方債の延長など、累積債務処理対策の維持・拡充
- (3) 林業公社を支援する地方公共団体への地方財政措置の更なる拡充